別表第五㈡を次のように改める。

㈡　六級海技士（航海）第一種養成施設及び内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設の場合

項目	練習船の大きさ等	練習船の設備	教員の要件	実習の期間	実習科目
六級海技士（航海）第一種養成施設の場合	総トン数二百トン以上の練習船であること。	次に掲げるものが備えられていること。 一　実習用海図机 二　実習用海図 三　ジャイロコンパス 四　レーダー 五　音響測深機	練習船の実習体制を確保するため、実習を担当する教員について、次に掲げる要件を満たしていること。ただし、実習の統括管理及び指揮監督の方法等が適切であることにより、これと同等の実習体制が確保されていると認められる場合は、この限りでない。 一　船舶職員及び小型船舶操縦者法第十八条の規定により乗り組ませなければならないこととされている船舶職員のほか、実習を担当する教員が三人以上乗り組んでいること。ただし、実習生が八十人以下の場合は一人を、四十人以下の場合は二人を減ずることができる。 二　教員は、五級海技士（航海）の資格又はこれより上級の資格の海技士（当該資格についての海技免許について履歴限定されている者を除く。）であること。	二月以上であること。	1　航海に関する科目 一　航海計器 使用法及び誤差測定 二　航路標識 特性及び利用 三　水路図誌 種類及び使用法 四　潮汐及び海流 潮汐、潮流及び海流の求め方
内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設の場合		次に掲げるものが備えられていること。 一　出力装置 二　補機 三　電気設備 四　自動制御装置 五　海洋環境汚染の防止装置（油水分離装置、汚水処理装置を含む。）	練習船の実習体制を確保するため、実習を担当する教員について、次に掲げる要件を満たしていること。ただし、実習の統括管理及び指揮監督の方法等が適切であることにより、これと同等の実習体制が確保されていると認められる場合は、この限りでない。 一　船舶職員及び小型船舶操縦者法第十八条の規定により乗り組ませなければならないこととされている船舶職員のほか、実習を担当する教員が三人以上乗り組んでいること。ただし、実習生が八十人以下の場合は一人を、四十人以下の場合は二人を減ずることができる。 二　教員は、五級海技士（機関）の資格又はこれより上級の資格の海技士（当該資格についての海技免許について履歴限定されている者を除く。）であること。		1　機関に関する科目 一　出力装置 運転、保守及び故障に対する処置 二　プロペラ装置 運転、保守及び故障に対する処置 三　補機 運転及び保守 四　電気工学及び電気設備 運転及び保守

五　地文航法 船位、針路、航程等の測定 六　電波航法 レーダーによる船位の測定 七　航海計画 航路の図示及び各種海域における航海の方法 2　運用に関する科目 一　船舶の構造、設備及び復原性 船体の構造、設備の取扱い及び保存 手入れ並びにトリム、復原性及び応力の求め方 二　当直 安全設備及び航行設備の効果的な使用法、見張り、船長への報告、引継ぎ及び日誌の記入 三　気象及び海象 天気図の見方、気象海象観測及びその通報手順 四　操船 入出港に係る作業（係留、解纜及び錨泊）、各種海域における操船、狭視界、荒天時の操船並びに曳航作業実施上の注意 五　船舶の出力装置 小型船の舶用機関の種類及び特徴 六　貨物の取扱い及び積付け 貨物、漁獲物、漁具、燃料の積付け及び保全 七　非常措置 各種海難の原因、防止上の注意及び発生時の措置、船体放棄、旅客及び乗組員の保護、海中に転落した者の救助並びに遭難船からの人命救助 八　医療 災害防止及び救急措置 九　捜索及び救助 国際航空海上捜索救助マニュアルに関する基礎知識 十　船位通報制度 船位通報制度の運用指針及び基準に基づいた報告 3　法規に関する科目 海上衝突予防法、海上交通安全法及び港則法並びにこれらに基づく命令	五　自動制御装置 運転及び保守 六　甲板機械 運転及び保守 七　燃料及び潤滑剤の特性 燃料油及び潤滑油の良否の簡単な識別法 2　執務一般に関する科目 一　当直、保安及び機関一般 入渠工事、当直業務、備品及び消耗品、荒天作業 二　船舶による環境の汚染の防止 環境の汚染の防止の方法及び装置 三　損傷制御 浸水の予防法及び応急処置 四　船内作業の安全 災害を防止するために遵守すべき事項 五　リーダーシップとチームワーク技能 リーダーシップ及び安全航行のための乗組員の訓練